

2021 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
株式会社東芝
代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭

神奈川県川崎市幸区堀川町 72 番地 34
東芝デジタルソリューションズ株式会社
代表取締役 島田 太郎

株式会社東芝（以下「甲」といいます。）と東芝デジタルソリューションズ株式会社（以下「乙」といいます。）とは、甲乙間で 2021 年 2 月 25 日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲の CPSx デザイン部が営む量子暗号通信に係る装置及びソフトウェア並びにそれらを用いたサービスに関する商品企画、製造、頒布に係る事業（以下「本件事業」といいます。）に係る権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条及び第 201 条の規定に基づき開示する本件分割に係る事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2021 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の要件を満たすため、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求権は発生しません。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

①反対株主の買取請求について（会社法第 785 条）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の要件を満たすため、会社法第 785 条に定

める手続は実施しておりません。

②新株予約権買取請求について（会社法第 787 条）

甲においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権はありません。従って、同条に定める手続は実施しておりません。

③債権者の異議について（会社法第 789 条）

本件吸収分割契約に基づく債務の承継方法は重疊的債務引受であるため、甲に対して異議を述べることのできる債権者は存在しませんので、甲は、会社法第 789 条第 2 項に定める手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本件分割をやめることを請求した乙の株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

①反対株主の買取請求について（会社法第 797 条）

乙は甲の完全子会社であり、乙の株主である甲は、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における当該特別支配会社に該当するため、本件分割における反対株主は存在しません。したがって、同条に定める手続は実施しておりません。

②債権者の異議について（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 2 月 26 日付の官報及び電子公告により債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述の期限である 2021 年 3 月 26 日までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、効力発生日である 2021 年 4 月 1 日付で、本件吸収分割契約の定めに従い、甲が所有する本件事業に係る権利義務の一部を承継いたしました。本件分割に伴い、乙が甲から承継した資産の額は約 53 百万円、負債の額は、約 53 百万円（いずれも推定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件分割に係る変更の登記は、2021 年 4 月 2 日に申請する予定です。

6. 上記のほか本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下、「労働契約承継法」といいます。）等に基づく手続

甲は、労働契約承継法等の規定に基づき、労働者との協議、労働者及び労働組合に対する本件分割に関する通知等の必要な手続を行いました。

(2) 乙が本件分割に際して甲に交付した対価

乙は、本件分割に際して、甲に対し乙の株式その他の金銭等の割り当てを行っておりません。

(3) 資本金、準備金及び剰余金の額

本件分割により増加する乙の資本金、準備金及び剰余金の額は、次のとおりです。

①資本金	0 円
②資本準備金	0 円
③その他資本剰余金	0 円
④利益準備金	0 円
⑤その他利益剰余金	0 円

以 上